

◎旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律案 新旧対照表
 ○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	法律 事務	法律 事務	別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	法律 事務	法律 事務
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和六年法律第 号）	第五条第二項（第十二条第二項及び第十七条第二項において準用する場合を含む。）並びに第七条第一項から第三項まで（これらの規定を同条第五項、第十四条及び第十	〔新設〕	〔新設〕	〔略〕	〔略〕
		旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号）	第五条第二項並びに第八条第一項から第三項まで（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項の規定により都道府県が処理することとされている事務	〔略〕	〔略〕

九条において準用する場合を含む。）及び第六項（第十四条及び第十九条において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（補償金等の支払の業務）</p> <p>第五条の三 機構は、第十二条第一項及び前条第一項から第三項までに規定する業務のほか、当分の間、次の業務を行う。</p> <p>一 国の委託を受けて、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けたる者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和六年法律第 号。以下この項及び次条第一項において「旧優生保護法補償金等支給法」という。）<u>第三条第一項の補償金、旧優生保護法補償金等支給法第十条の優生手術等一時金及び旧優生保護法補償金等支給法第十五条の人工妊娠中絶一時金の支払を行うこと。</u></p> <p>二 国の委託を受けて、旧優生保護法補償金等支給法第十三条第一項の優生手術等一時金及び旧優生保護法補償金等支給法第十八条第一項の人工妊娠中絶一時金の支払を行うこと。</p> <p>三 国の委託を受けて、旧優生保護法補償金等支給法第三十五条各号に規定する診断書の作成に要する費用の支払を行うこと。</p> <p>四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 機構は、前項の業務に係る経理については、その他の経理と区</p>	<p>附則</p> <p>（一時金の支払の業務）</p> <p>第五条の三 機構は、第十二条第一項及び前条第一項から第三項までに規定する業務のほか、当分の間、次の業務を行う。</p> <p>一 国の委託を受けて、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けたる者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号。以下この項及び次条第一項において「旧優生保護法一時金支給法」という。）<u>第三条の一時金の支払を行うこと。</u></p> <p>二 国の委託を受けて、旧優生保護法一時金支給法第六条第一項の一時金の支払を行うこと。</p> <p>三 国の委託を受けて、旧優生保護法一時金支給法第二十三条各号に規定する診断書の作成に要する費用の支払を行うこと。</p> <p>四 <u>〔同上〕</u></p> <p>2 <u>〔同上〕</u></p>

分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

3 次の各号に掲げる事項については、機構に係る通則法における主務大臣は、第二十八条の規定にかかわらず、当該各号に定める大臣とする。

一 第一項の業務に関する事項 内閣総理大臣

二 第一項の業務に係る財務及び会計に関する事項 厚生労働大臣及び内閣総理大臣

4 前項各号に掲げる事項については、機構に係る通則法における主務省令は、第二十八条の規定にかかわらず、当該各号に定める大臣の発する命令とする。

5 第一項の業務は、第三十二条第二号の規定の適用については、第十二条第一項に規定する業務とみなす。

〔旧優生保護法補償金等支払基金〕

第五条の四 機構は、前条第一項の業務に要する費用（その執行に要する費用を含む。）に充てるために旧優生保護法補償金等支払基金（次項において「基金」という。）を設け、旧優生保護法補償金等支給法第四十条第二項の規定において充てるものとされる金額をもってこれに充てるものとする。

2 機構は、前条第一項の業務を廃止する場合において、基金に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

3 〔同上〕

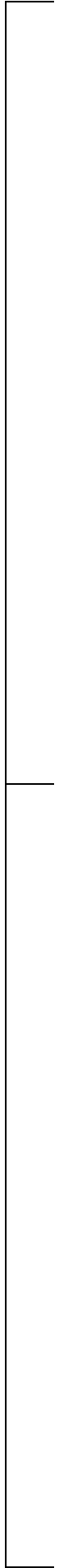
4 〔同上〕

5 〔同上〕

〔旧優生保護法一時金支払基金〕

第五条の四 機構は、前条第一項の業務に要する費用（その執行に要する費用を含む。）に充てるために旧優生保護法一時金支払基金（次項において「基金」という。）を設け、旧優生保護法一時金支給法第二十八条第二項の規定において充てるものとされる金額をもってこれに充てるものとする。

2 〔同上〕



改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 子ども家庭庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇十四 〔略〕</p> <p>十五 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和六年法律第 号）の規定による補償金等の支給等に関すること。</p> <p>十六〇二十七 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（設置）</p> <p>第六条 子ども家庭庁に、子ども家庭審議会を置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより子ども家庭庁に置かれる審議会等は、旧優生保護法補償金等認定審査会とし、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 子ども家庭庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇十四 〔同上〕</p> <p>十五 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号）の規定による一時金の支給等に関すること。</p> <p>十六〇二十七 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>（設置）</p> <p>第六条 子ども家庭庁に、子ども家庭審議会を置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより子ども家庭庁に置かれる審議会等は、旧優生保護法一時金認定審査会とし、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>

